
**亀山市景観計画に基づく
行為届出の手続き**

令和元年 5 月

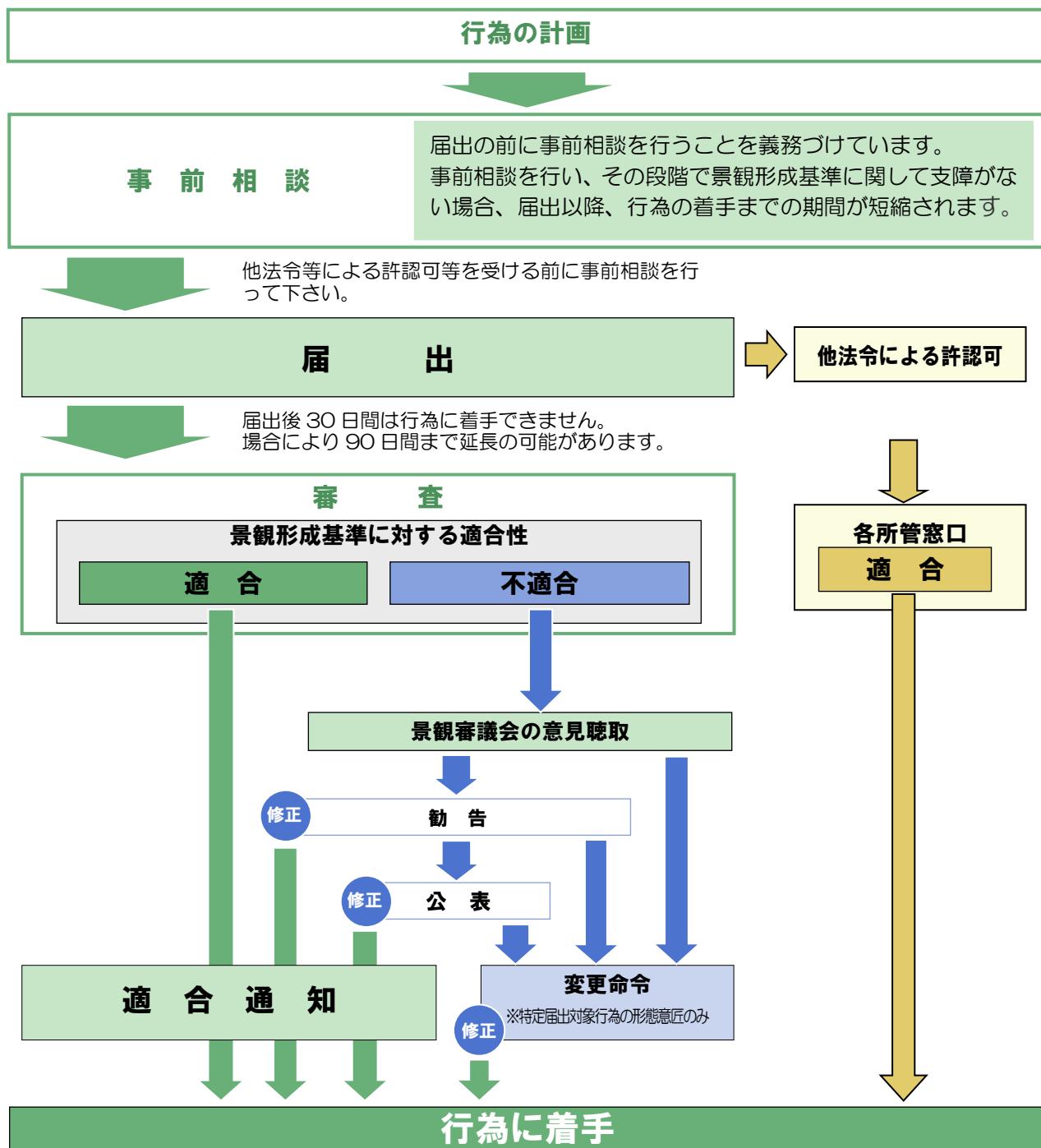
亀山市景観計画に基づく届出の手引き

一 目 次 一

1. 景観条例に基づく届出の流れ	1
2. 届出対象行為	2
3. 届出対象の除外となる行為	5
4. 特定届出対象行為	5
5. 提出書類	6
6. 届出の様式	8
様式第1号 景観計画区域内における行為の届出書及び記入例	9
様式第2号 景観計画区域内における行為の変更届出書	23
様式第4号 景観計画区域内における行為の中止届出書	24
様式第5号 景観計画区域内における行為の完了届出書	25
亀山市景観形成基準チェックシート及び記入例	26

1. 景観条例に基づく届出の流れ

亀山市景観計画に係る届出の流れは、以下のとおりとなっています。



【事前相談・届出の窓口】

亀山市 産業建設部 都市整備課都市計画グループ（亀山市役所本庁舎2階）

住所 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

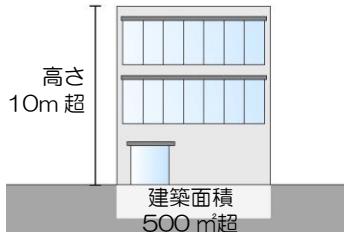
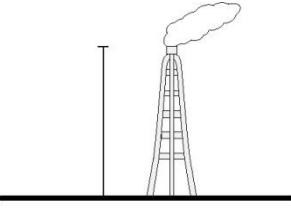
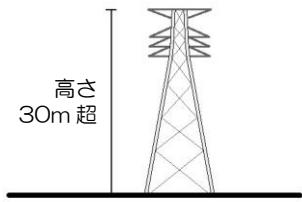
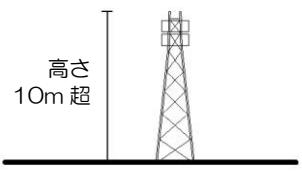
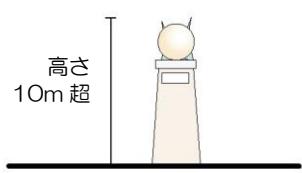
電話 0595-84-5046 FAX 0595-82-9669

様式等のダウンロード

http://www.city.kameyama.mie.jp/soshiki/sanken/toshisei/tokei/docs/201708030010/keikan_todokede.html

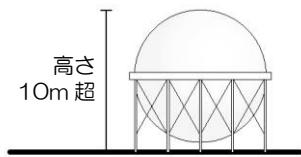
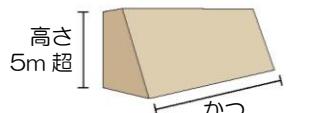
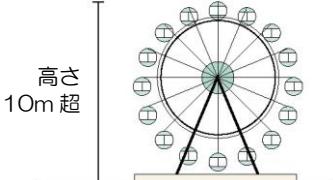
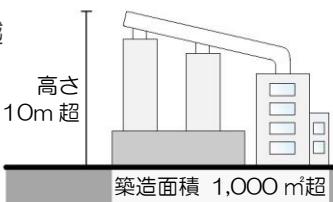
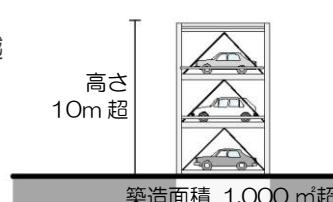
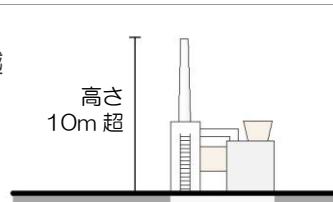
2. 届出対象行為

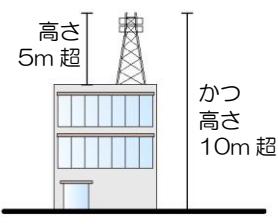
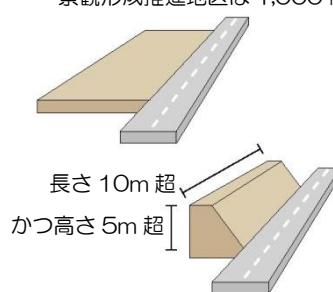
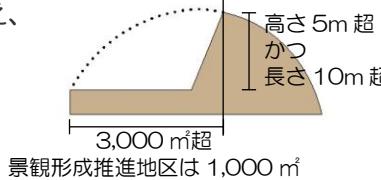
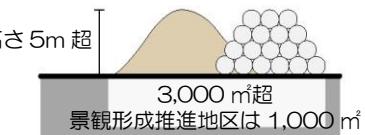
景観計画区域内においては、以下に掲げる行為を行おうとした際には、届出が必要となり、景観形成基準に適合する必要があります。

項目	届出対象規模 ^{*1}	
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	一般地区	景観形成推進地区
	景観重点地区 百六里庭一関宿眺望景観重点地区 <ul style="list-style-type: none"> ■ 高さ 10m又は建築面積 500 m²を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての建築物^{*2} 
煙突(支柱及び支線がある場合においては、これらを含む。)その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高さ 10mを超えるもの <p>例；煙突</p> 	
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの*	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高さ 30mを超えるもの <p>例；高圧線鉄塔</p> 	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高さ 10mを超えるもの <p>例；携帯電話基地局</p> 	
装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高さ 10mを超えるもの <p>例；モニュメント</p> 	

*1 : 軽微な行為等で届出の除外となるものについては、P.5 参照

*2 : 同一敷地内で主要な用途となる建築物とは別に建築する倉庫等において、一般地区に掲げる届出の規模未満の建築物は除く

工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	項目	届出対象規模
	高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	<p>■高さ 10mを越えるもの</p> <p>例；ガスタンク</p> 
	擁壁、さく、塙	<p>■高さ 5mを超えて、かつ長さ 10mを超えるもの</p> <p>例；擁壁</p> 
	ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	<p>■高さ 10mを越えるもの</p> <p>例；観覧車</p> 
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物	<p>■高さ 10mを超えるもの 又は建築面積が 1000 m²を超えるもの</p> <p>例；アスファルトプラント</p> 
	自動車車庫の用途に供する工作物	<p>■高さ 10mを超えるもの 又は建築面積が 1000 m²を超えるもの</p> <p>例；駐車場</p> 
	汚物処理場、ごみ焼却施設その他他の処理の用途に供する工作物	<p>■高さ 10mを超えるもの 又は建築面積が 1000 m²を超えるもの</p> <p>例；ごみ焼却場</p> 

項目	届出対象規模
工 作 物	<p>■ 建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超える、かつ高さ10mを超えるものの ＊に掲げるものにあっては30mを超えるもの(P.2)</p> 
その他工作物	<p>■ 高さ10mを超えるもの又は建築面積が1,000 m²を超えるもの</p> <p>■ 行為に係る土地の面積が3,000 m²（景観形成推進地区は1,000 m²）を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの</p> 
開発行為・土地の形質の変更	<p>■ 行為に係る土地の面積が3,000 m²（景観形成推進地区は1,000 m²）を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの</p> 
土石の採取、木竹の伐採	<p>■ 行為に係る土地の面積が3,000 m²（景観形成推進地区は1,000 m²）を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<p>■ 行為に係る土地の面積が3,000 m²（景観形成推進地区は1,000 m²）を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの</p> 

3. 届出対象の除外となる行為

「■届出対象行為」の内、届出の適用除外となる行為は以下のとおりとなっています。

① 景観法第16条第7項各号に規定する行為

- 第1号 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 第2号 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 第3号 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- 第4号 景観計画に第8条第2項第5号口に掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 第5号 景観重要公共施設について、第8条第2項第5号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 第6号 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 第7号 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第5号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
- 第8号 第61条第1項の景観地区内で行う建築物の建築等
- 第9号 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 第10号 地区計画等の区域、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- 第11号 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

② 上記、第11号に基づき亀山市景観条例で規定する以下の行為

1. 軽微な行為等

- 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10m²以下のもの
- 建築物の外觀の変更で、行為に係る面積が10m²以下のもの
- 工作物の増築又は改築で、行為に係る建築面積が10m²以下のもの
- 工作物の外觀の変更で、行為に係る面積が10m²以下のもの
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの

2. 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているもの

- 森林法第10条の2第1項、第34条第2項
- 自然公園法第9条各項、第10条各項、第13条第3項、第14条第3項、第56条第1項
- 砂利採取法第16条の許可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）

4. 特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は以下のとおりとなっています。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

5. 提出書類（各2部）

- ① 景観計画区域内における行為の届出書（様式1）又は景観計画区域内における行為の変更届出書（様式2）
 ② 添付書類（届出者から委任を受けた代理人が手続きを行う場合は、委任状が必要です。）
建築物の建築等、工作物の建設等

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備考
景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面 縮尺 2,500分の1以上（※1）
配置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の形状及び寸法 4. 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置 5. 隣接する道路の位置及び幅員 6. 植栽、樹木等の位置、種類及び高さ 7. 外構施設の位置、材料及び面積 8. 現況写真的撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 縮尺 100分の1以上（※1）
立面図	1. 縮尺 2. 各面の方位及び寸法 3. 開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 4. 屋根、壁面等の仕上げ （素材及び色彩（マンセル表色系等による表示））	建築物又は工作物の彩色された2面以上の立面図 縮尺 50分の1以上（※1）
現況写真	1. 行為の場所及びその周辺の状況 （複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと）	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 （カラー写真。プリンタによる印刷物でも可）
景観シミュレーションの フォトモンタージュ（※2）	1. 行為後の状況	視点場（百六里庭）から撮った写真に計画建築物等をフォトモンタージュした写真 （カラー写真。プリンタによる印刷物でも可）

開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備考
景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺 2,500分の1以上（※1）
現況平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の区域 4. 周辺の土地利用の現況及び地形 5. 隣接する道路の位置及び幅員 6. 断面図に係る断面の位置及び方向 7. 現況写真的撮影位置及び撮影方向	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 縮尺 2,500分の1以上（※1） ただし、「計画平面図」と縮尺を合わせること

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備考
計画平面図	1. 縮尺 2. 方位 3. 周辺の土地利用の現況及び地形 4. 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 5. 行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 6. 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 (土石の採取又は鉱物の掘採の場合のみ)	設計図又は施工方法を明らかにする図面、採取又掘採の方法を明らかにする図面、採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにした図面 縮尺 100 分の 1 以上 (※1)
断面図	1. 縮尺 2. 行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面	設計図又は施工方法を明らかにする図面又は採取又掘採の方法を明らかにする図面 縮尺 100 分の 1 以上 (※1)
現況写真	1. 行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと)	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 (カラー写真。プリンタによる印刷物でも可)
景観シミュレーションの フォトモンタージュ (※2)	1. 行為後の状況	視点場 (百六里庭) から撮った写真に計画建築物等をフォトモンタージュした写真 (カラー写真。プリンタによる印刷物でも可)

□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

添付する図書の種類	図書に記載する内容	備考
景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容	—
付近見取図	1. 縮尺 2. 方位 3. 道路、公園等の公共施設 4. 目標となる地物 5. 行為地の位置	物件の堆積を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域周辺の状況を表示する図面 縮尺 2,500 分の 1 以上 (※1)
配置図	1. 縮尺 2. 方位 3. 行為地の形状及び寸法 4. 隣接する道路の位置及び幅員 5. 堆積する物件の位置、種類及び規模 6. 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 7. 現況写真的撮影位置及び撮影方向	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上 (※1)
現況写真	1. 行為の場所及びその周辺の状況 (複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったものに、行為の場所を示すこと)	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 (カラー写真。プリンタによる印刷物でも可)
景観シミュレーションの フォトモンタージュ (※2)	1. 行為後の状況	視点場 (百六里庭) から撮った写真に計画建築物等をフォトモンタージュした写真 (カラー写真。プリンタによる印刷物でも可)

※1 ; 行為地の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面とすること。

※2 ; 百六里庭一閑宿眺望景観重点地区において届出を行う場合のみ

6. 届出の様式

(様式第1号) 景観計画区域内における行為の届出書

景観計画区域内における行為の届出書（記入例）

(様式第2号) 景観計画区域内における行為の変更届出書

(様式第4号) 景観計画区域内における行為の中止届出書

(様式第5号) 景観計画区域内における行為の完了届出書

亀山市景観形成基準チェックシート

亀山市景観形成基準チェックシート（記入例）

様式第1号(第3条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

亀山市長 あて

届出者 住 所

氏 名

印

電話番号

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 用途 ()	
		(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 種類 ()	
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的		
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
	行為の場所			
行為の着手予定年月日	年 月 日	行為の完了予定年月日	年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () -		
	名称及び担当者名	名称 担当者名		
※受付欄			※処理欄	

(規格A4)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（　）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号（別紙1）

(表)

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 <small>(該行為に○を付けてください)</small>	届出部分		既存部分		合計
	敷地面積		m^2		m^2
	建築面積		m^2		m^2
	延べ面積	(階) m^2	(階) m^2	(階) m^2	
	高さ	m	m	m	
	構造				
外部仕上げ	届出部分		既存部分		
	屋根	色彩			
	壁	素材			
	外	色彩			
	壁	素材			
敷地の緑化	届出部分		既存部分		合計
	緑地面積		m^2		m^2
	樹種等				
その他					
外観の変更修繕・模様替・色彩の変更	(対象建築物)		変更面積		変更前
	・外観面積 m^2		m^2		
	・建築面積 m^2		m^2		
	・延べ面積 m^2		m^2		
	・高さ m		m^2		
	・構造		m^2		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。 () には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。

また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。

- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。
(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押し出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、亀山市景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関すること。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第1号（別紙2）

(表)

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(亀山市景観規則第6条第1項第号該当)		
新設・増築・改築・移転 <small>(該行為に○を付けてください)</small>	届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	() m	() m	() m
構造				
仕上げ	届出部分	既存部分		
	色彩			
敷地の緑化	届出部分	既存部分	合計	
	緑地面積	m ²	m ²	m ²
	樹種等			
その他				
色彩の変更 <small>(修繕・模様替)</small>	(対象工作物) ・外観面積 _____m ²	変更面積	変更後	変更前
	・建築面積 _____m ²	m ²		
	・高さ _____m	m ²		
	・構造 _____	m ²		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項				

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）には、亀山市景観規則第6条第1項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「建築面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアーライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジエットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第1号（別紙3）

(表)

行為の内容 (開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積)

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 <u>m²</u>	変更後の土地の形状	
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ <u>m</u>	のり 法面等の外観	
	長さ <u>m</u>		
	こう 勾配 <u>%</u>	緑化の方法	
土石の採取・鉱物の掘採	土地の面積 <u>m²</u>	採取又は掘採の位置・方法	
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ <u>m</u>	跡地の緑化の方	
	長さ <u>m</u>	法等	
	こう 勾配 <u>%</u>		
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	土地の面積 <u>m²</u>	物件の種類	
	たい 堆積又は貯蔵の位置・方法 たい 堆積又は貯蔵の高さ 高さ <u>m</u>	たい 堆積又は貯蔵の位置・方法	
		遮へいの方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法面等の外観」欄には、^{のり}法面又は擁壁の^{こう}勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

見本

様式第1号(第3条関係)

(表)

(建築物)

景観計画区域内における行為の届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

亀山市長 あて

届出者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇 印

行為の種類に〇を
付けてください。

電話番号 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇〇

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 用 途 (〇〇〇〇 例 住宅、工場)
		(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 種 類 ()
	(3) 都市計画法第4条第12項 に規定する開発行為	届出日から30日以上日付を 空けてください。 的	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形 質の変更		
	(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積		
	行 为 の 場 所		亀山市〇〇町〇〇番地
行為の着手予定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	行為の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
連 絡 先	所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
	名 称 及 び 担 当 者 名	名称 〇〇〇〇会社	担当者名 〇〇 〇〇
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄

(規格A4)

増築、改築、移転の行為内容
の場合、ご記入ください。

見本

(建築物)

様式第1号(別紙1)

(表)

行為の内容(建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更)

		届出部分	既存部分	合計
敷地面積		○○○.○○ m ²	m ²	○○○.○○ m ²
建築面積		○○○.○○ m ²	m ²	○○○.○○ m ²
延べ面積	(○ 階)	○○○.○○ m ²	(階) m ²	(○ 階) ○○○.○○ m ²
高さ		○○.○○ m	m	○○.○○ m
構造		○○造		
外部仕上げ	届出部分		既存部分	
	屋根	○色(マンセル値を記入)		
	外壁	○色(マンセル値を記入)		
	屋根	○○ ←表面仕上げの素材の記入		
	外壁	○○ ←表面仕上げの素材の記入		
敷地の緑化	届出部分		既存部分	合計
	緑地面積	○○.○○ m ²	m ²	○○.○○ m ²
	樹種等	○○○○		
その他				
外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)	(対象建築物) ・外観面積 _____ m ²	変更面積	変更後	変更前
	・建築面積 _____ m ²	m ²		
	・延べ面積 _____ m ²	m ²		
	・高さ _____ m			
	・構造 _____			
		外観変更、色彩の変更の行為内容の場合、ご記入ください。		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項	当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入。			

見本

(工作物)

様式第1号(第3条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

亀山市長 あて

届出者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇 印

行為の種類に〇を
付けてください。

電話番号 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 用 途 ()
		(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更 種 類 (〇〇〇〇 例 携帯電話基地局、煙突)
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	届出日から30日以上日付を空けてください。	
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	的 届出書作成について、対応が出来る方をご記入下さい。	
	(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	行 為 の 場 所	亀山市〇〇町〇〇番地	
行為の着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	行為の完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
連絡先	所在地 及び 電 話 番 号	所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	名 称 及 び 担 当 者 名	名称 〇〇〇〇会社	担当者名 〇〇 〇〇
※受付欄		※処理欄	

増築、改築、移転の行為内容
の場合、ご記入ください。

見本

(工作物)

(表)

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(亀山市景観規則第6条第1項第〇〇号該当)		
新設 ・増築 ・改築 ・移転 <small>(該当行為に○を付けてください)</small>	届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積 〇〇〇.〇〇 m ²	m ²	〇〇〇.〇〇 m ²	
	建築面積 〇〇〇.〇〇 m ²	m ²	〇〇〇.〇〇 m ²	
	高さ 〇〇〇.〇〇 () m	() m	〇〇〇.〇〇 () m	
	構造 〇〇造			
	届出部分	既存部分		
	色彩 〇色(マンセル値を記入)			
	素材 〇〇 ←表面仕上げの素材の記入			
	届出部分	既存部分	合計	
	緑地面積 〇〇.〇〇 m ²	m ²	〇〇.〇〇 m ²	
色彩 の 外 觀 の 變 更 <small>(修繕・模様替・</small>	樹種等 〇〇〇〇			
	その他			
	(対象工作物) ・外観面積 _____ m ²	変更面積 _____ m ²	変更後	変更前
	・建築面積 _____ m ²			
色彩 の 外 觀 の 變 更 <small>(修繕・模様替・</small>	・高さ _____ m	外観変更、色彩の変更の行為 内容の場合、ご記入ください。		
	・構造 _____	素材		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項		当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入。		

景観計画区域内における行為の届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

亀山市長 あて

届出者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇 印

対象となる行為の種類に〇を付けてください。

電話番号 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更						
			用 途 ()						
		(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更						
			種 類 ()						
			(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為					目的	例：分譲住宅地敷地の造成、工場敷地の造成 届出書作成について、対応が出来る方をご記入下さい。
			(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積									
行 為 の 場 所		亀山市〇〇町〇〇番地							
行為の着手予定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日		行為の完了予定年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日			
連絡先	所在 地 及 び 電 話 番 号		所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇						
	名 称 及 び 担 当 者 名		名称 〇〇〇〇会社			担当者名 〇〇 〇〇			
※受付欄	届出日から30日以上日付を空けてください。				※処理欄				

見本

様式第1号（別紙3）

（開発行為等）

（表）

行為の内容 （開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

対象の行為について、記入。	開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 <u>〇〇.〇〇m²</u>	変更後の土地の形状	変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入。
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ <u>〇.〇</u> m 長さ <u>〇〇</u> m こう 勾配 <u>〇〇</u> %	のり 法面等の外観	のり 法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入。	
		緑化の方法		
土石の採取・鉱物の掘採	土地の面積 <u>〇〇.〇〇m²</u>	採取又は掘採の位置・方法	主要道路等の公共空間から行為地を目立つにくくするための位置及び方法について記入。	
	のり 法面又は擁壁の規模 高さ <u>〇.〇</u> m 長さ <u>〇.〇</u> m こう 勾配 <u>〇〇</u> %	跡地の緑化方法等	のり 跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入。	
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	土地の面積 <u>〇〇.〇〇m²</u>	物件の種類	たい 堆積又は貯蔵する物件の種類について記入。	
	たい 堆積又は貯蔵の高さ 高さ <u>〇.〇</u> m	たい 堆積又は貯蔵の位置・方法	主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入。	
		遮へいの方 法		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入。	

様式第2号（第10条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年　　月　　日

亀山市長　　あて

届出者　住　所

氏　名　　　　　　　印

電話番号

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号
2 行為の場所
3 設計又は施行方法の変更の概要 〔変更前〕
〔変更後〕
4 変更理由

※ 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

様式第4号（第12条関係）

景観計画区域内における行為の中止届出書

年 月 日

亀山市長 あて

（報告者）住 所

氏 名

印

電話番号

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

亀山市景観条例第12条の規定により、次のとおり報告します。

行為の場所	
行為の種類 ※該当番号を○印で 囲んでください。	(1) 建築物 (2) 工作物 (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の 土地の形質の変更 (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の 物件の堆（たい）積
受付年月日	年 月 日
受付番号	第 号
中 止 日	年 月 日
行為を中止した理由	

（備考）

この届出書には、亀山市景観計画区域内における行為の届出書（変更届出書及び通知書）に添付した現況写真と同じ地点から撮影した行為の中止後の現況写を添付してください。

様式第5号（第13条関係）

景観計画区域内における行為の完了届出書

年　月　日

亀山市長 あて

報告者 住 所

氏 名

印

電話番号

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

亀山市景観条例第13条の規定により、次のとおり報告します。

行為の場所	
行為の種類 ※該当番号を○印で 囲んでください。	(1) 建築物 (2) 工作物 (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の 土地の形質の変更 (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の 物件の堆(たい)積
受付年月日	年　月　日
受付番号	第　　号
完了年月日	年　月　日

(備考)

この届出書には、亀山市景観計画区域内における行為の届出書（変更届出書及び通知書）に添付した現況写真と同じ地点から撮影した行為の完了後の現況写を添付してください。

亀山市景観形成基準チェックシート

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	
行為の場所	亀山市

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	<input type="checkbox"/> 一般地区		
	<input type="checkbox"/> 市街地地域 <input type="checkbox"/> 田園・集落地域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵部地域		
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な資源名等を記入	
	自然	<input type="checkbox"/> 山・緑地	
		<input type="checkbox"/> 農地	
		<input type="checkbox"/> 河川	
	歴史・ 文化	<input type="checkbox"/> 街道・歴史的町並み	
		<input type="checkbox"/> 文化財・社寺	
		<input type="checkbox"/> 集落	
	市街地 等	<input type="checkbox"/> 住宅地・住宅団地	
		<input type="checkbox"/> 商業地	
		<input type="checkbox"/> 工業地	
<input type="checkbox"/> 道路			
<input type="checkbox"/> 鉄道・駅			
その他	<input type="checkbox"/> ()		
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な視点場名等を記入	
	<input type="checkbox"/> 公園		
	<input type="checkbox"/> 展望台		
	<input type="checkbox"/> 橋		
	<input type="checkbox"/> 道路		
	<input type="checkbox"/> その他()		

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し該当するものに■チェックをして、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【建築物・工作物】

項目	景観形成基準	該当地域	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■		
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。(解説書P28参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	□		
	・山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。(解説書P29参照)	田園・集落 山地・丘陵部	□		
	・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。(解説書P30参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	□		
	・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。(解説書P31参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	□		
壁面の位置	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■		
	・壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。(解説書P32参照)	市街地 田園・集落	□		
	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。(解説書P33参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	□		
形態・意匠	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■		
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。(解説書P34参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	□		
	・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。(解説書P35参照)	市街地 田園・集落	□		
	・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。(解説書P36参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	□		

項目	景観形成基準	該当地域	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P37 参照) 道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。(解説書 P38 参照) 商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。(解説書 P39 参照) 	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	<input type="checkbox"/>		
	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。 建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、別表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 20 分の 1 未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。(解説書 P40 参照) アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。(解説書 P44 参照) 	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。 年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。(解説書 P45 参照) 	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>		
		市街地 田園・集落 山地・丘陵部	<input type="checkbox"/>		
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。 植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。(解説書 P46 参照) 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。(解説書 P47 参照) 行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。(解説書 P48 参照) 	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	<ul style="list-style-type: none"> フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。(解説書 P49 参照) 	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	<input checked="" type="checkbox"/>		
	<ul style="list-style-type: none"> 屋外駐車場は、できる限り緑化とともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。(解説書 P50 参照) 	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	<input checked="" type="checkbox"/>		

項目	景観形成基準	該当地域	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 (解説書 P51 参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■		

(3) アクセント色使用部分等の面積（アクセント色を使用している場合のみ記入してください。）

対象事項		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/20
アクセント色 使用部分等の面積	東側立面	m ²	m ²	m ²
	西側立面	m ²	m ²	m ²
	南側立面	m ²	m ²	m ²
	北側立面	m ²	m ²	m ²

～別表（マンセル値による色彩制限）～

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下
		—	3以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
		—	2以下
	その他	—	2以下(無彩色を含む)
屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)

亀山市景観形成基準チェックシート

記入例

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	○○ ○○○
行為の場所	亀山市 ○○町字○○ ○○番地

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般地区 <input type="checkbox"/> 市街地地域 <input checked="" type="checkbox"/> 田園・集落地域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵部地域		
	要素		具体的な資源名等を記入
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	自然	<input checked="" type="checkbox"/> 山・緑地	付近の道路より見た眺望の背景は○○山脈となる
		<input checked="" type="checkbox"/> 農地	行為地は集落内で、集落周辺には田園が広がる
		<input checked="" type="checkbox"/> 河川	近傍に○○川が流れる
	歴史・ 文化	<input checked="" type="checkbox"/> 街道・歴史的町並み	北側に東海道がある
		<input checked="" type="checkbox"/> 文化財・社寺	○○m離れた場所に市指定文化財○○神社がある
		<input checked="" type="checkbox"/> 集落	行為地は集落内で、木造2階建の家屋が多く並ぶ
	市街地 等	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅地・住宅団地	約○○m離れた場所に○○団地がある
		<input checked="" type="checkbox"/> 商業地	約○○m離れた場所に○○商店街がある
		<input checked="" type="checkbox"/> 工業地	約○○m離れた場所に○○工場がある
		<input checked="" type="checkbox"/> 道路	西側に国道○○号、北側に県道○○線が走る
<input checked="" type="checkbox"/> 鉄道・駅		南側に○○線の○○駅がある	
その他	<input checked="" type="checkbox"/> (コスモス畑)	周辺の休耕田で、コスモス栽培の取組が行われている	
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	要素		具体的な視点場名等を記入
	<input checked="" type="checkbox"/> 公園		約○○m離れた場所に○○公園がある
	<input checked="" type="checkbox"/> 展望台		約○○m離れた場所に○○展望台がある
	<input checked="" type="checkbox"/> 橋		約○○m離れた場所に○○橋がある
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路		東側約○○m離れて○○道路がある
	<input checked="" type="checkbox"/> その他(○○川堤防)		北側約○○m離れて○○川堤防がある

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し該当するものに■チェックをして、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【建築物・工作物】

項目	景観形成基準	該当地域	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の集落内家屋と同程度の規模としている。 集落内の家屋に多く見られる全面道路より建築物を離した配置とし、周辺との連続性、一体感に配慮している。 	
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。(解説書P28参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	<ul style="list-style-type: none"> 国道〇〇号、〇〇川堤防からは、距離が離れていることと、周囲の家屋に囲まれていることにより眺望できる範囲は小さく、眺望の妨げにはならない。 〇〇公園からは付近の集落により眺望出来ない。 	
	・山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。(解説書P29参照)	田園・集落 山地・丘陵部	■	<ul style="list-style-type: none"> 高さを出来る限り抑えた規模とし、稜線を超えない高さとしている。 	
	・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。(解説書P30参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の樹林地の樹木より低い高さとしている。 	
	・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。(解説書P31参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	<ul style="list-style-type: none"> 周辺にまとまりのある農地があるため、建物の高さを抑えている。 	
壁面の位置	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の位置を隣接する家屋とあわせて後退している。 	
	・壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。(解説書P32参照)	市街地 田園・集落	■	<ul style="list-style-type: none"> 壁面後退できないことから、道路沿いに生垣を設け、隣地の生垣との連続性に配慮している。 	
	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。(解説書P33参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的町並みの周辺に位置するため、前面部分は壁面の位置を合わせ、周辺との連続性に配慮している。 	
形態・意匠	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	<ul style="list-style-type: none"> 国道〇〇号、〇〇川堤防より眺望できる屋根は、付近の家屋とあわせた勾配屋根とし、調和を図っている。 	
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。(解説書P34参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	<ul style="list-style-type: none"> 視点場より眺望できる壁面は、木材を使用したシンプルな形状とし、周辺の家屋との調和を図っている。 	

項目	景観形成基準	該当地域	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
形態意匠	・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようすること。(解説書 P35 参照)	市街地 田園・集落	■	・空調等の設備を、ルーバーで覆っている。 ・壁面の設備配管は建築物の外壁色と類似した色としている。 ・壁面の配管設備を、通りから見えない壁面に配置している。	
	・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。(解説書 P36 参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・ベランダの形状、素材を建物本体とあわせたものとしている。	
	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P37 参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・隣接する家屋と屋根の高さ・勾配をあわせ、連続性に配慮している。	
	・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。 (解説書 P38 参照)	市街地	■	・壁面の形状に変化を持たせ、また開口部を多く設けることにより、圧迫感を軽減している。 ・不必要的飾りをなくし、建築物全体をすっきりとした形態としている。	
	・商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。(解説書 P39 参照)	市街地	■	・通り沿いにオープンスペースを設け、開放感を確保している。	
色彩	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・高彩度の色彩は避け、周辺の景観に配慮した落ち着いた色彩(○色、マンセル値：○○)としている。	
	・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、別表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 20 分の 1 未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 (解説書 P40 参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・集落内の家屋外壁で多く用いられている木材・無彩色の色彩に調和するように外壁を無彩色としている。 ・集落内の家屋屋根で多く用いられている日本瓦に調和するように、屋根の色彩については灰色系としている。	
	・アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。(解説書 P44 参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・使用するアクセント色は、ライン的に使用し、使用部分を小さくしている。 ・使用するアクセント色の色彩の彩度を中彩度としている。	
素材	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・集落内の家屋外壁で多く用いられている木材を部分的に使用している。	
	・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。(解説書 P45 参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・壁面に耐久性に優れた○○材を使用している。 ・道路から玄関までのアプローチに○○材を使用している。	
外構・緑化	○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・道路境界部に生垣を設け、緑化を図っている。	
	・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。(解説書 P46 参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・植栽に四季を演出できる○○(樹種)を使用する。	

項目	景観形成基準	該当地域	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
外構・緑化	・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。(解説書P47参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・道路側に緑地帯を設け、道路付近には低木を植栽して圧迫感を軽減している。 ・○○の樹木を道路境界部に移植し、沿道に潤いを持たせている。	
	・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。(解説書P48参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・行為地内の古木を残せるような建築物の配置としている。	
	○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。(解説書P49参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・周辺の家屋の多くで用いられている木製塀を設置し、周辺との調和を図っている。	
	○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。 (解説書P50参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・出入り口を1箇所とし、道路に面した部分に生垣を設け、直接見通せないようにしている。 ・駐車場内に植栽帯を○箇所設けている。	
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。 (解説書P51参照)	市街地 田園・集落 山地・丘陵部	■	・敷地内に光が散乱しないように、照明の方向を調整している。 ・照明を低い位置に設けている。	

(3) アクセント色使用部分等の面積（アクセント色を使用している場合のみ記入してください。）

対象事項		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/20
アクセント色 使用部分等の面積	東側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²
	西側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²
	南側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²
	北側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²

～別表（マンセル値による色彩制限）～

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下
		—	3以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
		—	2以下
屋根色	その他	—	2以下(無彩色を含む)
	0R～2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)

亀山市景観形成基準チェックシート

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	
行為の場所	亀山市

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	<input type="checkbox"/> 景観形成推進地区	
	<input type="checkbox"/> 亀山城下町景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 関宿周辺景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 坂本棚田景観形成推進地区	
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	自然	<input type="checkbox"/> 山・緑地
		<input type="checkbox"/> 農地
		<input type="checkbox"/> 河川
	歴史・ 文化	<input type="checkbox"/> 街道・歴史的町並み
		<input type="checkbox"/> 文化財・社寺
		<input type="checkbox"/> 集落
	市街地 等	<input type="checkbox"/> 住宅地・住宅団地
		<input type="checkbox"/> 商業地
		<input type="checkbox"/> 工業地
		<input type="checkbox"/> 道路
<input type="checkbox"/> 鉄道・駅		
その他	<input type="checkbox"/> ()	
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な資源名等を記入
		<input type="checkbox"/> 公園
		<input type="checkbox"/> 展望台
		<input type="checkbox"/> 橋
		<input type="checkbox"/> 道路
		<input type="checkbox"/> その他()
要素	具体的な視点場名等を記入	

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し該当するものに■チェックをして、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【建築物・工作物】

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
配置・規模	○高さは、敷地地盤面から 12m 以下、かつ 3 階建以下とすること。 ※ただし、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ 12m を超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、12m を超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。(解説書 P56 参照)	■		
	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	■		
配置・規模	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 (解説書 P28 参照)	□		
	・行為地が文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。(解説書 P31 参照)	□		
壁面の位置	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	■		
	・道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の外壁にそろえることを基本とすること。 (解説書 P57 参照)	□		
形態・意匠	・道路に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界から後退させ、垣根(植栽)、塀、門等の外構を設けることができる位置を基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。 (解説書 P57 参照)	□		
	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	■		
形態・意匠	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。 (解説書 P34 参照)	□		
	・隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P37 参照)	■		
	・屋根は勾配屋根を基本とすること。 (解説書 P58 参照)	■		
	・樋の色彩は茶系、黒色系等とし、周囲の景観との調和に配慮すること。(解説書 P59 参照)	■		
	・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。(解説書 P35 参照)	■		

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
形態・意匠	・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。(解説書 P36 参照)	<input type="checkbox"/>		
	・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。(解説書 P38 参照)	<input checked="" type="checkbox"/>		
色彩	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、別表1のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。(解説書 P40 参照)	<input checked="" type="checkbox"/>		
素材	・アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。(解説書 P44 参照)	<input type="checkbox"/>		
	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。	<input checked="" type="checkbox"/>		
外構・緑化	・屋根の素材は、黒・灰色系の日本瓦葺きを基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。(解説書 P59 参照)	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。(解説書 P45 参照)	<input checked="" type="checkbox"/>		
外構・緑化	○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。(解説書 P46 参照)	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。(解説書 P47 参照)	<input type="checkbox"/>		
	・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。(解説書 P48 参照)	<input type="checkbox"/>		
○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。(解説書 P49 参照)		<input checked="" type="checkbox"/>		

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
外構・緑化	○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。(解説書 P50 参照)	■		
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。(解説書 P51 参照)	■		

(3) アクセント色使用部分等の面積（アクセント色を使用している場合のみ記入してください）

対象事項		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/20
アクセント色 使用部分等の 面積	東側立面	m ²	m ²	m ²
	西側立面	m ²	m ²	m ²
	南側立面	m ²	m ²	m ²
	北側立面	m ²	m ²	m ²

～別表（マンセル値による色彩制限）～

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下
		—	3以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
		—	2以下
	その他	—	2以下(無彩色を含む)
屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)

亀山市景観形成基準チェックシート

記入例

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	○○ ○○○
行為の場所	亀山市 ○○町字○○ ○○番地

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	■ 景観形成推進地区	
	■ 亀山城下町景観形成推進地区	<input checked="" type="checkbox"/>
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	□ 関宿周辺景観形成推進地区	<input type="checkbox"/>
	□ 坂本棚田景観形成推進地区	<input type="checkbox"/>
	要素	具体的な資源名等を記入
	自然	■ 山・緑地 付近の道路より見た眺望の背景は○○山脈となる
		■ 農地 行為地は集落内で、集落周辺には田園が広がる
		■ 河川 近傍に○○川が流れる
	歴史・ 文化	■ 街道・歴史的町並み 行為地の前面道路は東海道となっている
		■ 文化財・社寺 行為地の隣に市指定文化財○○邸がある
		■ 集落 行為地は集落内で、木造2階建ての家屋が多く並ぶ
	市街地 等	■ 住宅地・住宅団地 約○○m離れた場所に○○団地がある
		■ 商業地 約○○m離れた場所に○○商店街がある
		■ 工業地 約○○m離れた場所に○○工場がある
		■ 道路 西側に国道○○号、北側に県道○○線が走る
		■ 鉄道・駅 南側に○○線の○○駅がある
	その他	■ (コスモス畑) 周辺の休耕田で、コスモス栽培の取組が行われている
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な視点場名等を記入
	■ 公園	約○○m離れた場所に○○公園がある
	■ 展望台	約○○m離れた場所に○○展望台がある
	■ 橋	約○○m離れた場所に○○橋がある
	■ 道路	前面道路が東海道となっている
	■ その他(○○川堤防)	南側約○○m離れて○○川堤防がある

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し該当するものに■チェックをして、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【建築物・工作物】

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
配置・規模	○高さは、敷地地盤面から 12m 以下、かつ 3 階建以下とすること。 ※ただし、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ 12m を超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、12m を超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。(解説書 P56 参照)	■	・高さ○.○m、2階建としている。	
	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。(解説書 P28 参照)	■	・周辺の家屋と同程度の規模としている。	
	・行為地が文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。(解説書 P31 参照)	■	・東海道からの眺めに配慮し、街並みの連続性を妨げない規模としている。 ・付近にある○○展望台よりの眺望の範囲に入るが、見えにくい配置とし、眺望の妨げにならない。	
	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ・道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の外壁にそろえることを基本とすること。(解説書 P57 参照)	■	・外壁の位置を、隣接する家屋とあわせて後退している。	
壁面の位置	・道路に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界から後退させ、垣根(植栽)、塀、門等の外構を設けることができる位置を基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。(解説書 P57 参照)	■	・外壁の位置を隣接する家屋の外壁の位置と揃えている。	
	・外壁の位置を、隣接する家屋とあわせて後退させ、垣根を設けている。	■		
		■		
形態・意匠	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P34 参照)	■	・東海道、○○公園より眺望できる屋根は、周辺の家屋と向きを揃えた勾配屋根とし、調和を図っている。	
	・隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P37 参照)	■	・東海道より眺望できる壁面は、木材を使用したシンプルな形状とし、付近の家屋との調和を図っている。	
	・屋根は勾配屋根を基本とすること。(解説書 P58 参照)	■	・東海道に面する外壁には木製の格子を設け、周辺の家屋の形態・意匠との調和を図っている。	
	・樋の色彩は茶系、黒色系等とし、周囲の景観との調和に配慮すること。(解説書 P59 参照)	■	・屋根は切妻屋根としている。	
	・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。(解説書 P35 参照)	■	・樋の色彩は濃い茶系としている。 ・空調等の設備を木製の格子で覆っている。 ・壁面の配管設備を通りから見えない壁面に配置している。	
		■		

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
形態・意匠	・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。(解説書 P36 参照)	■	・ベランダの形状、素材を建築物本体とあわせたものとしている。	
	・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。(解説書 P38 参照)	■	・壁面の形状に変化を持たせ、また開口部を多く設けることにより、圧迫感を軽減している。	
色彩	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。	■	・周囲の家屋外壁で多く用いられている木材・無彩色の色彩に調和するように外壁を無彩色としている。	
	・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、別表1のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。(解説書 P40 参照)	■	・使用するアクセント色は、ライン的に使用し、使用部分を小さくしている。 ・使用するアクセント色の色彩の彩度を中彩度としている。	
素材	・アクセント色を使用する場合は、使用的な色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。(解説書 P44 参照)	■	・使用するアクセント色は、東海道からの眺望の範囲に入らない箇所に使用している。	
	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。	■	・外壁は周辺の家屋外壁で多く用いられている木材を使用している。	
外構・緑化	・屋根の素材は、黒・灰色系の日本瓦葺きを基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。(解説書 P59 参照)	■	・屋根は黒・灰色系の日本瓦葺きを使用している。	
	・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。(解説書 P45 参照)	■	・壁面に耐久性に優れた○○材を使用している。	
外構・緑化	○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	■	・道路境界部に生垣を設け、緑化を図っている。	
	・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。(解説書 P46 参照)	■	・植栽に四季を演出できる○○(樹種)を使用する。	
	・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。(解説書 P47 参照)	■	・○○の樹木を道路境界部に移植し、沿道に潤いを持たせている。	
	・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。(解説書 P48 参照)	■	・行為地内の古木を残せるような建築物の配置としている。	
	○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。(解説書 P49 参照)	■	・フェンス・塀・擁壁等は設けていない。 ・周辺の家屋の多くで用いられている木製塀を設置し、周辺との調和を図っている。	

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
外構・緑化	○屋外駐車場は、できる限り緑化とともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないように配慮すること。(解説書P50参照)	■	・出入り口を1箇所とし、道路に面した部分に生垣を設け、直接見通せないようにしている。 ・駐車場内に植栽帯を○箇所設けている。	
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。(解説書P51参照)	■	・敷地内に光が散乱しないように、照明の方向を調節している。 ・照明を低い位置に設けている。	

(3) アクセント色使用部分等の面積（アクセント色を使用している場合のみ記入してください）

対象事項		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/20
アクセント色 使用部分等の 面積	東側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²
	西側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²
	南側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²
	北側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²

～別表（マンセル値による色彩制限）～

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下
		—	3以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
		—	2以下
	その他	—	2以下(無彩色を含む)
屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)

亀山市景観形成基準チェックシート

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	
行為の場所	亀山市

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	■ 景観重点地区		
	■ 百六里庭一関宿眺望景観重点地区		
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	自然	要素	具体的な資源名等を記入
		<input type="checkbox"/> 山・緑地	
		<input type="checkbox"/> 農地	
	歴史・ 文化	<input type="checkbox"/> 河川	
		<input type="checkbox"/> 街道・歴史的町並み	
		<input type="checkbox"/> 文化財・社寺	
	市街地 等	<input type="checkbox"/> 集落	
		<input type="checkbox"/> 住宅地・住宅団地	
		<input type="checkbox"/> 商業地	
		<input type="checkbox"/> 工業地	
<input type="checkbox"/> 道路			
その他	<input type="checkbox"/> ()		
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な視点場名等を記入	
		<input type="checkbox"/> 公園	
		<input type="checkbox"/> 展望台	
		<input type="checkbox"/> 橋	
		<input type="checkbox"/> 道路	
		<input type="checkbox"/> その他()	

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2)計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し該当するものに■チェックをして、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【建築物・工作物】

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
配置・規模	○高さは、敷地地盤面から15m以下とすること。 ※ただし、山等の自然により遮られ、視点場から直接望見できない範囲にある建築物等にあっては、視点場から望見できない高さまでを最高限度とする。また、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ15mを超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、15mを超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。(解説書P64参照)	■		
	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	■		
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 (解説書P28参照)	□		
	・山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。(解説書P29参照)	□		
	・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。(解説書P30参照)	□		
	・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。(解説書P31参照)	□		
壁面の位置	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	■		
	・壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。(解説書P32参照)	□		
	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。(解説書P33参照)	□		
形態・意匠	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	■		
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。 (解説書P34参照)	□		
	・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。(解説書P35参照)	■		
	・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。(解説書P36参照)	□		

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
形態・意匠	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。(解説書 P37 参照)	<input type="checkbox"/>		
	・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。(解説書 P38 参照)	<input type="checkbox"/>		
	・商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部についてでは賑わいを演出した意匠とすること。(解説書 P39 参照)	<input type="checkbox"/>		
色彩	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については別表1、それ以外については別表2のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。(解説書 P65 参照)	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。(解説書 P44 参照)	<input type="checkbox"/>		
素材	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。(解説書 P45 参照)	<input checked="" type="checkbox"/>		
外構・緑化	○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。(解説書 P46 参照)	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。(解説書 P47 参照)	<input type="checkbox"/>		
	・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。(解説書 P48 参照)	<input type="checkbox"/>		
	○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。(解説書 P49 参照)	<input checked="" type="checkbox"/>		

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
外構・緑化	○屋外駐車場は、できる限り緑化とともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。(解説書P50参照)	■		
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。(解説書P51参照)	■		

(3) アクセント色使用部分等の面積（アクセント色を使用している場合のみ記入）

対象事項		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/20
アクセント色 使用部分等の 面積	東側立面	m ²	m ²	m ²
	西側立面	m ²	m ²	m ²
	南側立面	m ²	m ²	m ²
	北側立面	m ²	m ²	m ²

～別表（マンセル値による色彩制限）～

別表1

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～10R	6以下	4以下
		7以下	3以下
	0.1YR～2.5Y	7以下	4以下
	2.6Y～10Y	7以下	3以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)
屋根色	—	7以下	無彩色

別表2

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下
		—	3以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
		—	2以下
屋根色	その他	—	2以下(無彩色を含む)
	0R～2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
その他	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)

亀山市景観形成基準チェックシート

記入例

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	○○ ○○○
行為の場所	亀山市 ○○町字○○ ○○番地

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	■ 景観重点地区	
	■ 百六里庭一関宿眺望景観重点地区	
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な資源名等を記入
	■ 山・緑地	付近の道路より見た眺望の背景は○○山脈となる
	■ 農地	行為地は集落内で、集落周辺には田園が広がる
	■ 河川	近傍に○○川が流れる
	■ 街道・歴史的町並み	北側に東海道がある
	■ 文化財・社寺	○○m離れた場所に市指定文化財○○神社がある
	■ 集落	行為地は集落内で、木造2階建の家屋が多く並ぶ
	■ 住宅地・住宅団地	約○○m離れた場所に○○団地がある
	■ 商業地	約○○m離れた場所に○○商店街がある
	■ 工業地	約○○m離れた場所に○○工場がある
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	■ 道路	西側に国道○○号、北側に県道○○線が走る
	■ 鉄道・駅	南側に○○線の○○駅がある
	■ (コスモス畑)	周辺の休耕田で、コスモス栽培の取組が行われている
	要素	具体的な視点場名等を記入
	■ 公園	約○○m離れた場所に○○公園がある
	■ 展望台	約○○m離れた場所に○○展望台がある
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	■ 橋	約○○m離れた場所に○○橋がある
	■ 道路	東側約○○m離れて国道○○号線がある 北側に東海道がある
	■ その他(○○川堤防)	北側約○○m離れて○○川堤防がある

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し該当するものに■チェックをして、良

好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【建築物・工作物】

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
配置・規模	○高さは、敷地地盤面から15m以下とすること。 ※ただし、山等の自然により遮られ、視点場から直接見できない範囲にある建築物等にあっては、視点場から見できない高さまでを最高限度とする。また、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ15mを超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、15mを超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。(解説書P64参照)	■	高さ○.○m、4階建としている。	
	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。	■	・周辺の建物と同程度の規模としている。	
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 (解説書P28参照)	■	・国道○○号、○○公園からは、距離が離れていることと、周囲の建物に囲まれていることにより眺望できる範囲は小さく、眺望の妨げにならない。 ・東海道からは周囲の街並みにより直接眺望出来ない。	
	・山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。(解説書P29参照)	■	・高さを出来る限り抑えた規模とし、稜線を超えない高さとしている。	
	・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。(解説書P30参照)	■	・周辺の樹林地の樹木より低い高さとしている。	
	・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。(解説書P31参照)	■	・周辺の建物と調和した規模とし、関宿の歴史的町並みに配慮している。	
	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	■	・外壁の位置を、隣接する家屋とあわせて後退している。	
	・壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。(解説書P32参照)	■	・道路沿いに生垣を設け、隣地の生垣との連続性に配慮している。	
	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。(解説書P33参照)	■	・歴史的町並みの周辺に位置するため、全面部分は壁面の位置を合わせ、周辺との連続性に配慮している。	
形態・意匠	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	■	・国道○○号、○○公園から眺望できる屋根は、付近の建物とあわせた勾配屋根とし、調和を図っている。	
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。 (解説書P34参照)	■	・視点場より眺望できる壁面は、木材を使用したシンプルな形状とし、周辺の家屋との調和を図っている。	

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
形態・意匠	・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにして、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。(解説書P35参照)	■	・空調等の設備を、ルーバーで覆っている。 ・壁面の設備配管は建築物の外壁色と類似した色としている。 ・壁面の配管設備を、通りから見えない壁面に配置している。	
	・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。(解説書P36参照)	■	・ベランダの形状、素材を建築物本体とあわせたものとしている。	
	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。(解説書P37参照)	■	・隣接する家屋と屋根の高さ・勾配をあわせ、連続性に配慮している。	
	・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。(解説書P38参照)	■	・壁面の形状に変化を持たせ、また開口部を多く設けることにより、圧迫感を軽減している。 ・不必要的飾りをなくし、建物全体をすっきりとした形態としている。	
	・商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。(解説書P39参照)	■	・通り沿いにオープンスペースを設け、開放感を確保している。	
色彩	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。	■	・周辺の建物外壁で多く用いられている落ち着いた色彩に調和するように外壁を低明度、低彩度の色彩としている。	
	・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については別表1、それ以外については別表2のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。(解説書P65参照)	■	・使用するアクセント色は、ライン的に使用し、使用する部分を小さくしている。 ・使用するアクセント色の色彩の彩度を中彩度としている。	
	・アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。(解説書P44参照)	■	・使用するアクセント色は、百六里庭展望台からの眺望の範囲に入らない箇所に使用している。	
素材	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。	■	・周辺の建物外壁で多く用いられているタイルを部分的に使用している。	
	・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。(解説書P45参照)	■	・壁面に耐久性に優れた○○材を使用している。 ・道路から玄関までのアプローチに○○材を使用する。	
外構・緑化	○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	■	・道路境界部に生垣を設け、緑化を図っている。	
	・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。(解説書P46参照)	■	・植栽に四季を演出できる○○(樹種)を使用する。	
	・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。(解説書P47参照)	■	・道路側に緑地帯を設け、道路付近には低木を植栽して圧迫感を軽減している。 ・○○の樹木を道路境界部に移植し、沿道に潤いを持たせている。	

項目	景観形成基準	チェック欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
外構・緑化	・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。 (解説書 P48 参照)	■	・行為地内の古木を残せるような建物の配置としている。	
	○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。(解説書 P49 参照)	■	・周辺の建物の多くで用いられている落ち着いた色彩のフェンスを設置し、周辺との調和を図っている。	
	○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。(解説書 P50 参照)	■	・出入口を1箇所とし、道路に面した部分に生垣を設け、直接見通せないようにしている。 ・駐車場内に植栽帯を○箇所設けている。	
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。(解説書 P51 参照)	■	・敷地内に光が散乱しないように、照明の方向を調整している。 ・照明を低い位置に設けている。	

(3) アクセント色使用部分等の面積（アクセント色を使用している場合のみ記入）

対象事項		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/20
アクセント色 使用部分等の 面積	東側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²
	西側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²
	南側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²
	北側立面	○○m ²	○○m ²	○○m ²

～別表（マンセル値による色彩制限）～

別表1

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～10R	6以下	4以下
		7以下	3以下
	0.1YR～2.5Y	7以下	4以下
	2.6Y～10Y	7以下	3以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)
屋根色	—	7以下	無彩色

別表2

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下
		—	3以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
		—	2以下
屋根色	その他	—	2以下(無彩色を含む)
	0R～2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y～10Y	7以下	4以下
その他	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)

亀山市景観形成基準チェックシート

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	
行為の場所	亀山市

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	<input type="checkbox"/> 一般地区 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市街地地域 <input type="checkbox"/> 田園・集落地域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵部地域 		
	<input type="checkbox"/> 景観形成推進地区 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亀山城下町景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 関宿周辺景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 坂本棚田景観形成推進地区 		
	<input type="checkbox"/> 景観重点地区 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 百六里庭一関宿眺望景観重点地区 		
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な資源名等を記入	
	自然	<input type="checkbox"/> 山・緑地	
		<input type="checkbox"/> 農地	
		<input type="checkbox"/> 河川	
	歴史・ 文化	<input type="checkbox"/> 街道・歴史的町並み	
		<input type="checkbox"/> 文化財・社寺	
		<input type="checkbox"/> 集落	
	市街地 等	<input type="checkbox"/> 住宅地・住宅団地	
		<input type="checkbox"/> 商業地	
		<input type="checkbox"/> 工業地	
<input type="checkbox"/> 道路			
<input type="checkbox"/> 鉄道・駅			
その他	<input type="checkbox"/> ()		
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な視点場名等を記入	
	<input type="checkbox"/> 公園		
	<input type="checkbox"/> 展望台		
	<input type="checkbox"/> 橋		
	<input type="checkbox"/> 道路		
	<input type="checkbox"/> その他()		

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【開発行為・土地の形質の変更】

項目	景観形成基準	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
形態・意匠	○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようすること。(解説書 P69 参照)		
緑化	○開発行為を行う場合は、行為地面積の 3 %以上の緑地を適切に配置し、当該緑地に植樹を行うこと。 (解説書 P69 参照)		
	○のり面又は擁壁は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 (解説書 P70 参照)		
	○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。 (解説書 P71 参照)		

【土石の採取、木竹の伐採】

項目	景観形成基準	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
採取等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくくように、採取又は掘採の位置・方法を工夫すること。 (解説書 P72 参照)		
遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽・塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。 (解説書 P73 参照)		
緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。 (解説書 P74 参照)		

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】

項目	景観形成基準	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
集積等の方法	○積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 (解説書 P75 参照)		
遮へい	○できる限り道路・公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽・塀等で遮へいすること。 (解説書 P76 参照)		

亀山市景観形成基準チェックシート

記入例

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は亀山市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。（該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。）

届出者の氏名	○○ ○○○
行為の場所	亀山市 ○○町字○○ ○○番地

(1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域 の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般地区 <input type="checkbox"/> 市街地地域 <input type="checkbox"/> 田園・集落地域 <input checked="" type="checkbox"/> 山地・丘陵部地域		
	<input type="checkbox"/> 景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 亀山城下町景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 関宿周辺景観形成推進地区 <input type="checkbox"/> 坂本棚田景観形成推進地区		
	<input type="checkbox"/> 景観重点地区 <input type="checkbox"/> 百六里庭一関宿眺望景観重点地区		
周辺や背景に みられる景観 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な資源名等を記入	
	自然	■ 山・緑地	付近の道路より見た眺望の背景は○○山脈となる
		■ 農地	行為地は集落内で、集落周辺には田園が広がる
		■ 河川	近傍に○○川が流れる
	歴史・文化	■ 街道・歴史的町並み	北側に東海道がある
		■ 文化財・社寺	約○○m離れた場所に市指定文化財○○神社がある
		■ 集落	行為地は集落内で、木造2階建の家屋が多く並ぶ
	市街地等	■ 住宅地・住宅団地	約○○m離れた場所に○○団地がある
		■ 商業地	約○○m離れた場所に○○商店街がある
		■ 工業地	約○○m離れた場所に○○工場がある
■ 道路		西側に国道○○号、北側に県道○○線が走る	
■ 鉄道・駅		南側に○○線の○○駅がある	
その他	■ (コスモス畑)	周辺の休耕田で、コスモス栽培の取組が行われている	
行為地付近の 主要な視点場 ※該当するもの 全てにチェック	要素	具体的な視点場名等を記入	
	■ 公園	約○○m離れた場所に○○公園がある	
	■ 展望台	約○○m離れた場所に○○展望台がある	
	■ 橋	約○○m離れた場所に○○橋がある	
	■ 道路	東側約○○m離れて国道○○号線がある	
	■ その他(○○川堤防)	北側約○○m離れて○○川堤防がある	

※主要な視点場の箇所については、[亀山市眺望マップ](#)からご覧になれますのでご活用ください。

(2) 計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し、良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

【開発行為・土地の形質の変更】

項目	景観形成基準	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
形態・意匠	○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようすること。(解説書 P69 参照)	・擁壁を極力使用せずに、高低差をのり面で処理している。	
緑化	○開発行為を行う場合は、行為地面積の3%以上の緑地を適切に配置し、当該緑地に植樹を行うこと。 (解説書 P69 参照)	・緑化の割合は、〇.〇%となっている。	
	○のり面又は擁壁は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 (解説書 P70 参照)	・技術基準の勾配〇〇より緩い〇〇としている。 ・のり面を、周辺によく見られる〇〇、〇〇(草本種)により緑化している。	
	○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。 (解説書 P71 参照)	・行為地内にある樹齢〇年の古木を残せるような土地の利用計画としている。 ・〇〇の樹木を道路側に移植し、沿道に潤いを持たせている。	

【土石の採取、木竹の伐採】

項目	景観形成基準	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
採取等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくくように、採取又は掘採の位置・方法を工夫すること。 (解説書 P72 参照)	・道路から目立ちにくく位置で採取を行う。 ・採取地周辺を塀で囲い、採取によるのり面を見通しにくくしている。	
遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽・塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。 (解説書 P73 参照)	・採取地周辺を塀で囲い、要所に植栽することで周辺の景観との調和を図っている。	
緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。 (解説書 P74 参照)	・〇回に分けて採取し、終了した順に緑化する。 ・採取地に自生していた植物を、一時的に別の場所へ移植し、それらを行行為後にもとの場所へ戻す。	

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】

項目	景観形成基準	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
集積等の方法	○積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 (解説書 P75 参照)	・道路から離れた位置に集積する。 ・集積する位置を建築物の背後とする。	
遮へい	○できる限り道路・公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽・塀等で遮へいすること。 (解説書 P76 参照)	・周囲に塀を設けるとともに、塀の前面に〇〇(樹種)の植栽を設ける。 ・出入り口を最小限とする。	